

平成 27 年 5 月 25 日
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

サイバーセキュリティ戦略本部第 2 回会合の開催について

本日、サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：内閣官房長官。以下「本部」という。）の第 2 回会合が開催されたところ、その概要は以下のとおり。

1. サイバーセキュリティ戦略（案）について（決定）

サイバーセキュリティ基本法第 12 条に基づき、サイバーセキュリティに関する基本的計画である新たな「サイバーセキュリティ戦略」を策定するため、パブリックコメントを行う案についてを決定された。

内容としては、あらゆるものがインターネットに接続され、サイバー空間と実空間との融合が高度に深化した「接続融合情報社会（連融情報社会）」が到来しつつある中、2020 年代初頭を見据え、経済・社会の持続的な発展、安全・安心な経済社会活動の実現、並びに国際社会の平和・安定及び・安全保障の各政策分野別の事項、横断的施策である研究開発・人材育成等について、今後 3 か年程度のサイバーセキュリティ政策の方向性を定めた。

2. サイバーセキュリティ対策強化のための監査の基本方針について（決定）

サイバーセキュリティ基本法に基づく本部がつかさどる事務である国の行政機関を対象とする監査の実施のための基本方針について決定された。

監査は、サイバーセキュリティ対策の効果的な強化を図ることを目的とし、対策の強化に資する有益な助言や各機関の優れた取組の共有を図るとともに、第三者的視点からの監査とし、また、サイバーセキュリティの情勢を踏まえ毎年度監査テーマの選定を行うことを方向性として定めた。

さらに、国際規格において基本的な考え方である組織全体としての PDCA サイクルの有効性等を検証するマネジメント監査、及び情報システムへの擬似的な攻撃により対策状況を検証するペネトレーションテストを実施内容として定めた。

3. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針等について（決定）

指針については、重要インフラ分野において必要度の高い横断的な情報セキュリティ対策を記載したガイドラインの位置付けとして、昨年 5 月に情報セキュリティ政策会議で決定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」を踏まえて改訂を行うことが決定された。また、当該第 3 次行動計画についても、新規追加された重要インフラ分野に関する記述の追加などの改訂を行うことが併せて決定された。

4. NISCと関係機関との協力について

サイバーセキュリティ対策の効率的・効果的な推進のため、国立研究開発法人情報通信研究機構との間での情報通信関連のセキュリティ技術情報の共有、研究開発戦略の推進に関する協力、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けたサイバーセキュリティ技術に関する協力等に関するパートナーシップを新たに締結するほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所との間での脆弱性等に関する情報共有、研究開発の推進等に関する協力、ITやサイバーセキュリティに関する科学技術的な専門的知見の共有、プライバシー保護に関する専門的知見の共有、サイバーセキュリティに関する企業等との橋渡しに関する協力等に関するパートナーシップを新たに締結することなどについて報告された。

5. 政府のサイバーセキュリティに関する予算について

政府のサイバーセキュリティに関する平成27年度予算及び平成26年度補正予算の状況が報告された。

(別添)資料一式

※ 本日の会議資料は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターのWebサイトにおいても公表する。(<http://www.nisc.go.jp/conference/cs/>)